○国土交通省告示第九百十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年八月十七日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

磐井川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を昭和二十六年建設省告示第八百九十一号で指定した磐井川の土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

岩手県一関市厳美町字板川

一八五番三九	一号から十一号まで
一八五番四〇	十二号から十四号まで
一八五番四一	十五号から十八号まで

○国土交通省告示第九百十八号

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十八年政令第三百十八号）附則第二条第二項の規定により、同条第一項に規定する旧水先区の水先人の免許に係る水先区を同項に規定する新水先区としたので、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年国土交通省令第七号）第四条により準用する水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年八月十七日

国土交通大臣　前原　誠司

免許番号	氏名	新水先区とした年月日	水先区の名称
第一五七六号	山口　直人	平成二十二年七月二十九日	東京湾水先区
第一五七八号	石津　勝義	平成二十二年七月二十九日	東京湾水先区
第一五七九号	原田　直昭	平成二十二年七月二十九日	東京湾水先区
第一五八一号	佐藤　勝隆	平成二十二年七月二十九日	東京湾水先区
第一六〇五号	福田　明	平成二十二年七月二十九日	東京湾水先区
第一六一一号	志渡　仁	平成二十二年七月二十九日	東京湾水先区
第一六一二号	筒井　哲	平成二十二年七月二十九日	東京湾水先区
第一六一三号	岡本　寛道	平成二十二年七月二十九日	東京湾水先区
第一六一五号	木田　久男	平成二十二年七月二十九日	東京湾水先区
第一六一六号	小早川清二	平成二十二年七月二十九日	東京湾水先区
第一六三五号	村上　章司	平成二十二年七月二十九日	東京湾水先区
第一六三六号	松本　清彦	平成二十二年七月二十九日	東京湾水先区
第一六三七号	山崎　正敏	平成二十二年七月二十九日	東京湾水先区
第一六三九号	松下　良興	平成二十二年七月二十九日	東京湾水先区
第一六四〇号	宮代　道夫	平成二十二年七月二十九日	東京湾水先区
第一六四一号	江村　正	平成二十二年七月二十九日	東京湾水先区
第一六六六号	大宮　博孝	平成二十二年七月二十九日	東京湾水先区
第一六六七号	西本　哲明	平成二十二年七月二十九日	東京湾水先区
第一七〇七号	久田　裕	平成二十二年七月二十九日	東京湾水先区
第一七〇九号	戸摩　辰雄	平成二十二年七月二十九日	東京湾水先区

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岩手県一関市厳美町字市野々原

八一番三地先道路敷　一号から三号まで

○国土交通省告示第九百十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年八月十七日

国土交通大臣　前原　誠司

一　磐井川

昭和四十一年建設省告示第二千六百三十三号で指定した磐井川及び鬼越沢の土地の区域のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の土地の区域

岩手県一関市厳美町

字板川　一八五番一〇五	一号
一八五番一〇二	三号
字市野々原　一〇六番一地先河川敷	二号
一〇四番三	四号

○東北地方整備局告示第百二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年八月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月十七日

東北地方整備局長　青山　俊行

路線名	供用開始の区間
四十八号	仙台市青葉区郷六字舘四一番一から同市青葉区郷六字舘無番まで

供用開始の期日　平成二十二年八月十七日

縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○四国地方整備局告示第七十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年八月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月十七日

四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間
三十二号及び三百七十七号	丸亀市綾歌町岡田上字今滝三七七番一から香川県仲多度郡まんのう町羽間字羽間二九五一番八地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年八月十七日

○北海道開発局告示第百十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年八月十七日

北海道開発局長　関　克己

一　登録番号

北海道開発局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社札幌工業検査

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	高橋　徹、大谷　裕之
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十二年八月一日